

防災・減災のための里山等の整備事業

【森林政策課・森林づくり推進課・道路管理課・河川課】

1 必要性・独自性 【基本方針活用事業より】

- 地球温暖化の影響等で局地的な豪雨等が増大する中、各地で頻発している土砂災害や流木被害等を防ぐための森林の整備は、人命、財産を守ることを使命とする本県にとって喫緊の課題。
- そのため、未整備の里山のうち、航空レーザー測量等の科学的知見を活用して、①山腹崩壊の危険度、②保全対象からの距離、③森林管理の状態の3つの視点から危険性が高い 箇所を絞り込み間伐を実施。
- 間伐材の搬出・利用が可能な場所においては、路網整備を含めて、当初から搬出を前提とした、間伐作業と木材の搬出作業を同時・一体的に行う搬出間伐を実施し、豪雨時に間伐材が流出する懸念を無くすことが必要。
- また、台風災害時に倒木による停電や通行止めが発生しており、安全・安心な県民生活のためにはこれらの倒木を未然に防ぐ取組が急務。
- 一級河川区域(官地)内の立木は、洪水流下の障害や流出して橋梁に引っかかるなど、氾濫の原因となるため、河川管理者の責務として県が伐採しているが、河川区域外の河川保全区域(民地)等の立木(河畔林)は、所有者による手入れが不十分で間伐がなされておらず、細く倒れやすい木が密生し、豪雨時に倒れ、橋梁部で川をせき止めるなど、水害の発生要因となる恐れ。
- このため、新たに河畔林の除間伐を行うとともに、準用河川での除間伐を支援することで、水害発生を防ぐとともに、豊かな自然と美しい景観育成への効果も期待。

2 目指す成果・成果目標・指標 【基本方針活用事業より】

- 防災・減災のために必要不可欠な里山の間伐 概ね 4,300ha 程度/5 年間
- 安全が確保される主要なライフライン等 概ね55箇所程度/5年間
- 県管理道路沿線の道路区域外の危険木伐採 概ね15箇所程度/5年間
- 里山整備方針(図面)の作成 120箇所
- 県管理河川 概ね45箇所程度/5年間、市町村管理河川 概ね75箇所程度/5年間

【取組により期待される効果】

- 間伐材の搬出量の増加
- 森林整備の実施を通じた防災意識の向上(里山整備実施者の増加)
- 生活基盤の安全確保と防災意識の向上
- 河畔林の整備による景観の向上、野生動物の出没の抑制

3 事業の概要

【里山整備方針作成事業】

- 森林づくり県民税を活用した「防災・減災」及び「住民等の利活用」のための里山の整備を進めるため、航空レーザー測量等の科学的知見や現地調査の結果等を踏まえ、優先的に整備していく箇所を特定、図面化することにより、森林づくり県民税の効果的な活用と取組の見える化を図る。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
・優先整備箇所の調査 ・里山整備方針(図面)の作成	市町村、森林整備協議会等	里山整備方針の作成	70箇所 (旧市町村数)	10/10	14,700

【みんなで支える里山整備事業】

- ・「防災・減災」の観点から、未整備の里山のうち、里山整備方針に基づき優先的に整備が必要な民有林（県及び市町村有林を除く。）の間伐を推進する。
- ・集落や主要なライフライン（道路、線路、電線等）に接する森林において、倒木の恐れのある危険木及び枯損木を伐採する。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
・間伐(搬出間伐を含む) ・路網整備	市町村、森林組合、NPO法人、森林所有者の団体等	里山の整備	625ha	9/10	193,400
・ライフライン等保全対策	市町村	危険木の伐採	18箇所	9/10	25,000

- ※ 危険木の伐採については、保全対象の重要性及び倒木が発生した場合の保全対象への影響を勘案して実施箇所を決定するとともに、電力会社等との連携により効率的・効果的な対策に努めることとする。

【道路への倒木防止事業】

- ・県管理道路の区域外(山林)から道路へ倒木の恐れがある危険木が多く確認される箇所のうち、防災効果が高い箇所の危険木伐採を集中的に実施する。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
・県管理道路沿線の危険木伐採	県	危険木の伐採	8 箇所	—	30,000

【河畔林整備事業】

- ・県が管理する一級河川の区域外(民地)の河畔林及び市町村が管理する準用河川区域とその周辺の河畔林のうち、防災効果が高い箇所の整備を推進する。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
・河畔林の整備(除間伐等)	県	県管理河川	9 箇所	—	112,500
	市町村	市町村管理河川	15 箇所	9/10	

4 見える化に向けた取組、取組の継続性、他地域への波及効果等

- ・航空レーザ測量に基づく優先整備箇所をマップ化し、実施予定箇所を里山整備方針として公表して成果の見える化を推進する。
- ・里山整備方針の作成に関係者が協力して取り組むことで、災害に強い森林づくりの機運を高め、事業を継続的に展開する。
- ・道路への倒木防止事業実施箇所では森林づくり県民税を活用している旨の看板等の設置を行い、森林づくり県民税の周知及び理解の促進にも取り組む。

【参考】 事業イメージ

○里山整備方針作成事業・みんなで支える里山整備事業

県が航空レーザ測量等により把握した優先整備箇所を示した図面を提示

優先整備箇所の図面

現地調査によって優先整備箇所を決定

里山整備方針(マップ)

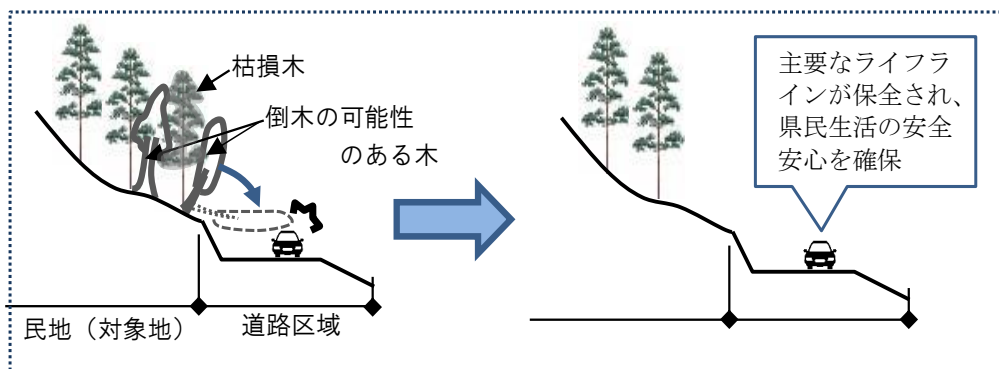
- 緊急的な要整備森林
- 優先的な要整備森林(特に緊急な整備が必要)
- 優先的な要整備森林(それ以外)
- 森林整備実施済(森林税)
- 森林整備実施済(森林税以外)

里山整備方針(図面)イメージ

間伐前

間伐後

○みんなで支える里山整備方針(ライフライン保全対策)・道路への倒木防止事業



○河畔林整備事業

河畔林整備のイメージ図

【施策前】

【施策後】

河川区域外(民地) 河川区域(官地) 河川区域外(民地)

事業財源: 一級河川 既存事業(河川維持) 森林税

事業財源: 準用河川 森林税(9/10補助)

・除伐による倒木の減

・間伐により河畔林を育成し土砂や立木の流出を防止